

大磯町道路・公園照明灯  
LED化ESCO事業  
予想されるリスクと責任分担表

令和5年6月

大磯町

【凡例】 ○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		考え方		
		町	事業者			
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		募集要項に重大な誤りがあったときは、町が責任を持って対応する。	
	応募コスト	応募コストの負担		○	応募コストは事業者負担とする。	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	事業者の責任において安全性を確保する。	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など、環境を損なう事象が予想されるときは、事業者の責任においてその発生を未然に防止する。	
	制度の変更	消費税又は地方消費税の変更		○		消費税については、町のリスクとする。
		消費税又は地方消費税以外で、全ての者に影響する税制の変更又は新設			○	全ての者に影響する税制の変更は事業者側のリスクとする。
		法令等の変更等	○	○	制度の変更により稼働状況、収益性等が変化したときは、ベースラインの見直しを行う。 ベースラインの見直しにより生じる損失については、町が行う制度変更のとき及び事業実施そのものに関する制度変更については町が負担し、これ以外の一般的な制度変更のときは、事業者が負担する。	
	事業の中止・延期	町の指示によるもの		○		建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については町が負担する。
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○	建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については、町に責があるときは町が、事業者側の責のときは事業者が負担する。
		施設建設に必要な許可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの			○	サービスの開始、終了時期を変更し、この間に発生する町の損失については事業者が負担する。
町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの			○		サービスの開始、終了時期を変更する。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		考え方	
		町	事業者		
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	事業者は、E S C O設備の譲渡、又は新たな事業者への事業引継ぎ、もしくはE S C O設備撤去による原状回復のうち、町が選択した措置を講ずる。	
計画・設計段階	不可抗力	不可抗力による損害	○	○	協議事項とする。
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）		○	物価の変動リスクは事業者が負う。
	設計変更	町の提示条件、指示によるもの	○		設計変更に関わる経費を町が負担する。また設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を町と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、町が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、契約内容の合意ができないときは、町は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	資金調達は計画書に基づき事業者の責任で確保する。
第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○	事業者の責任により、交渉、賠償の責務を負う。	
不可抗力	不可抗力による損害	○	○	協議事項とする。	
物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	急激なインフレ又はデフレが生じたときは、建設費の変更を求めることができる。	
用地の確保	設置場所の確保	○		設置場所については、町の責任で確保する。	
立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可	○		事業者は履行場所に立ち入ることができる。ただし、事前に町の確認を要する。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		考え方	
		町	事業者		
施工段階	設計変更	町の提示条件、指示によるもの	○		設計変更に関わる経費を町が負担する。また、設計変更に伴い、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を町と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。ただし、変更内容の合意ができないときは、事業者は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を町が負担する。
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、町が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、変更内容の合意ができないときは、町は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。
	工事遅延・未完工	町の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○		サービス開始・終了時期の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じたときは、町が負担する。
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	遅延に伴い町が被る損失については事業者は誠意をもってその対応を行うとともに、経済的な損失が生じたときは、事業者が負担する。
工事費増大	町の指示・承諾による工事費の増大	○		工事費の増加分は町が負担する。この際、事業者が受け取るサービス料の見直しを行い、これを町が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要なときは、双方誠意をもって協議する。	

リスクの種類		リスクの内容	負担者		考え方
			町	事業者	
性能		事業者の判断の不備によるもの		○	工事費の増加分は事業者が負担する。この際、事業者が受け取るサービス料の見直しを行い、これを事業者が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要なときは、双方誠意をもって協議する。
		要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	事業者は要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。
	一般的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	事業者は工事目的物を計画仕様に適合するよう補修あるいは取り替えを行い、これに要する経費を負担する。
引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	事業者は町の資産の原状復帰を行い、これに要する経費を負担する。	
支払関連	金利の変動	金利の変動		○	金利の変動リスクは事業者が負う。
	支払遅延・不能	町の責による、支払の遅延・不能によるもの。	○		支払いが遅延するときは、「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率」等を参考に遅延利息を町が支払う。この間の省エネルギー保証は免責されるものとする。
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保するとき		○	事業者の責務において計測・検証報告が遅延するときは、町は事業者へのサービス料の支払いを留保することができる。この際、サービス料の支払いの留保に伴う事業者の損失は事業者が負担する。
	省エネルギー保証行為の不履行		○	事業者から町への省エネルギー保証未達成に係る支払いが遅延したときは、当該未支払い金額につき、年5.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を事業者が支払う。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		考え方
		町	事業者	
計画変更	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○		当該施設の用途変更などにより、計画した経費削減が実現しないときは、ベースラインの見直しを行うことができる。この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われるときは、サービス料の変更等について協議する。
	事業者が必要と考える計画変更		○	事業者は、省エネルギー保証を達成する為に再改修工事が必要と認められるときは、事業者の負担により、再改修工事を行うことができる。この際の実設計・施工及び管理に係る契約条件は当初契約内容と同等とする。
立ち入り許可	合理的な事由によらないときであって、必要な施設への立ち入り許可がないときの事業未遂	○		必要な立ち入り許可がないことにより事業が停止したときは、事業者が被る損害については、町が負担する。
維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○	事業者の責により維持管理費用が増大したときは、事業者は増加分を町に請求することができない。ただし、急激なインフレ等特別な事情があるときはこの限りではない。
第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○	町の責によるときと、事業者の責によるときに分類し、各々責を負う主体の責任において交渉、賠償の義務を負う。
E S C O設備の損傷	町の過失又は町の施設に起因するE S C O設備の損傷	○		町の責によるE S C O設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は町が負担する。
	事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○	事業者の責によるE S C O設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
公共施設損傷	事業者の故意・過失又は、E S C O設備に起因する町の施設・設備の損傷		○	事業者の責に帰する町の施設・設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。

維持管理関連

リスクの種類		リスクの内容	負担者		考え方
			町	事業者	
契約不適合		不可抗力以外のその他の原因による町の施設・設備の損傷	○		町の責に帰する町の施設・設備の損傷・傷害は、町が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は町が負担する。
		E S C O設備に関する契約不適合責任		○	契約不適合が確認されたときは、事業者は計画書の仕様に従ってE S C Oサービス設備等の補修・改修を行う。その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は事業者が負担する。
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による町の施設の損傷	○		火災・天災・戦争などの不可抗力により町の施設が損傷し、事業の継続が不可能なときは双方話し合いの上、契約を解除することができる。この際、契約終了時の事業者の残債は町が負担する。
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるE S C O設備等の損傷	○	○	協議事項とする。不可抗力最終結迄の間、権利・義務を留保する。
計測・検証関連	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しないとき		○	E S C O設備が計画書に示された性能を達成しないときは事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は事業者が負担する。
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○	計測・検証報告に疑義が認められるときは、双方協議した上で、町は第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。
		計測・検証に必要な町からの情報提供の遅延・不能	○		計測・検証に必要な町からの情報提供が遅延あるいは不可能なときは、協議の上、必要な事業費を支払う。
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○		光熱水費単価が変動したときは、計画書で定めた条件で光熱水費削減額を算定する。
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○		機器の使用状況及び稼働率あるいは運転管理方法の顕著な変更・変動が認められた際はベースラインを変更することができる。
		気候の大幅な変動	○		気候が大幅に変動したときは、双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
		上記以外の変動要因のとき	○	○	上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められたときは、双方誠意をもって対応方法を協議する。

リスクの種類		リスクの内容	負担者		考え方
			町	事業者	
保証 関連	要求仕様不適合	要求仕様不適合による施設・設備への損害		○	仕様が適合しないために町の施設・設備及びE S C O設備等が損害を被るときは、事業者が責任をもってこれを補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。
		要求仕様不適合による、町の施設運営・業務への障害		○	要求仕様が適合しないために住民サービス等町の業務に支障を及ぼすときは、その原因となる町の施設・設備及びE S C O設備等を事業者は責任をもって補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。
	E S C O提案の未達	E S C O提案の低減が達成できないとき		○	光熱水費削減保証額とその検証方法を計画書に示し、これが得られないときは、事業者が補填する。補填を行う範囲、条件、支払額の計算方法、支払い方法については協議の上、決定する。